

『子どもの権利研究』（電子ジャーナル）投稿要領

本誌編集委員会は、子どもの権利に関する研究の開拓と発展、さらに若手研究者の支援のために、以下の要領にしたがって、投稿論文を募集します。

【論文募集要領】

1. 論文内容

子どもの権利、子どもの権利条約、子ども支援等に関する論文で未発表のものとしします。

2. 投稿の要件

子どもの権利条約総合研究所の研究者（特別研究者を含む）であることを要件とします。なお、執筆者が複数にわたる場合は、筆頭執筆者は研究者（特別研究者を含む）であることを要件とします（簡易製本版は研究者（特別研究者を含む）のみに送付します）。

3. 本誌への投稿の分野は、「研究論文」「研究ノート」「実践研究」に分かれます。投稿の際は、各自で投稿分野を明記してください。査読委員の意見などをふまえて、編集委員会の判断で、分野が変わることがあります。各分野について、以下のように定義します。

- ・研究論文：子どもの権利に関する仮説検証、仮説生成、記述分析等をふまえた内容で、新しい理論的知見や事実を明らかにしようとする論文などを指します。
- ・研究ノート：新規性を有する内容であるが、中間報告的な速報性を求める研究報告、調査資料の公開自体に高い価値をもつ報告などを指します。
- ・実践研究：執筆者が関与する子どもの権利実践について、先行実践や研究を踏まえ、一定の方法に基づき分析・考察し、新たな価値や意義を見出す研究などを指します。

4. 募集期間

締め切りは、毎年11月30日（消印有効）とします。

5. 分量

16000字（本誌10ページ）以内（A4版2段組）とします（なお、図表、注、参考文献を含みます）。

6. 提出方法

投稿論文はデータで提出してください。原稿の表紙に、タイトル、サブタイトル、氏名、所属、連絡先（住所、メールアドレス、TEL番号等）を明記してください。研究所事務所からの返信メールをもって論文受領とします。

7. 審査の方法と流れ

研究論文の掲載については、子どもの権利条約総合研究所編集委員会の審査を経て決定します。審査は、運営委員会が定める査読内規のもとに行います。

原稿受付から掲載までの流れは、以下の通りです。

- (1) 研究論文を受領
- (2) 編集委員会による査読者の決定
- (3) 査読を依頼（約1か月）
- (4) 査読結果の受領（A-1 採用（修正不要）、B-1 採用（軽微な修正を要する）、B 修正条件付き採用、C 不採用）
- (5) 投稿者への通知（提出後、1か月半後を予定）

8. 発行

『子どもの権利研究』は、年1回、3月に発行します。

9. 原稿送付先

子どもの権利条約総合研究所事務所

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘 2-6-1 E-Mail contact@npocrc.org

『子どもの権利研究』査読内規

1. 投稿論文審査のため、査読者をおく。査読者は1原稿あたり2～3名とする。
2. 査読者は編集委員会の推薦に基づき、編集委員長が委嘱する。
3. 前項の査読者のほかに、編集委員長は、編集委員会の推薦に基づき、特定の論文を審査するための臨時の査読者を委嘱することができる。
4. 査読者は、編集委員会の依頼により、投稿論文を審査し、その結果を「査読結果報告書」に記載し、編集委員会に報告する。
5. 編集委員会は査読者の審査報告に基づいて、投稿論文の採否、修正指示等の措置を決定する。
6. 投稿論文の受領から掲載までの流れは、以下のとおりとなる。
 - (1) 研究論文を受領（11月末）
 - (2) 編集委員会による査読者の決定
 - (3) 査読を依頼（約1か月）
 - (4) 査読結果の受領（A-1 採用（修正不要）、B-1 採用（軽微な修正を要する）、B 修正条件付き採用、C 不採用）
 - (5) 投稿者への通知（12月末頃）なお、Bと判定された投稿論文については、修正原稿が査読にに応じているかを編集委員会委員長が判断する。

7. 査読における評価項目
 - ・ 執筆要領に適合しているか
 - ・ 研究目的は明確であるか
 - ・ 先行研究を的確に踏まえているか
 - ・ 研究目的に照らして研究方法は適切であるか
 - ・ 使用されている概念・用語は適切であるか
 - ・ 論理の展開には一貫性があるか
 - ・ 考察および結論には新しい知見が含まれているか
 - ・ 図表は必要十分なものが適切に示されているか
 - ・ 内容や記述に、明らかな誤りや剽窃はないか
 - ・ 研究倫理上の問題はないか

付則 2015年5月16日施行
2018年3月13日改正
2023年8月10日改正